

# 岐阜県公報

第 三 百 八 十 五 号  
令 和 五 年 三 月 三 十 一 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則

環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告示  
保健医療課 一六七

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

指定医療機関の廃止の届出

指定医療機関の名称の変更の届出

指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

医療機関の指定辞退

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定

指定施設機関の廃止の届出

指定施設機関の所在地等の変更の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

美濃加茂都市計画の変更

( 環境生活政策課 ) 一五六  
( 同 ) 一六三

( 同 ) 一六七

( 保健医療課 ) 一六七

( 地域福祉課 ) 一六八

( 同 ) 一六八

( 同 ) 一六八

( 同 ) 一六九

( 同 ) 一六九

( 同 ) 一六九

( 同 ) 一七〇

( 同 ) 一七〇

( 同 ) 一七〇

( 道路維持課 ) 一七〇

( 同 ) 一七二

( 同 ) 一七二

( 都市政策課 ) 一七四

## 公 示

土地改良事業の工事の完了

土地改良区役員の退任及び就任

( 農地整備課 ) 一七四

( 揖斐農林事務所 ) 一七四

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年岐阜県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条・第二条）」を「第一章の二 公園計画（第二条）」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に、「第四章 生態系維持回復事業（第二

十二条の三 第二十一条の八）」を「第四章 生態系維持回復事業（第二十一条の四

第二十一条の九）」を「第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のため

の措置（第二十一条の十 第二十一条の十四）」に、「第二十一条の九 第二十一条の十

二」を「第二十一条の十五 第二十一条の十九」に改める。

第二章を削る。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 公園計画

第二条 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第八条の七第一項又は第二十三条の六第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に關し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、

当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る岐阜県立自然公園（以下「自然公園」という。）の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第三条中の「各号」を削り、同条第六号中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条第七号中「岐阜県立自然公園（以下「自然公園」という。）」を「自然公園」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第三条の二 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第七条の四第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第四条中「前条各号」を「第三条各号」に改める。

第九条中第四項を第六項とし、同条第三項中「第八条の三第二項」を「第八条の三第三項」に、「相続による公園事業の申請書」を「相続による公園事業の承継申請書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「第八条の三第一項」を「第八条の三第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第八条の三第一項」を「第八条の三第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例第八条の三第一項の規定による承継の承認の申請は、譲渡承継による公園事業の承継承認申請書（別記第三号様式の二）を知事に提出して行つものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第五条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

五 第三条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第十一条の次に次の五条を加える。

(協議会の公表)

第十一条の二 条例第八条の七第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会(条例第八条の七第一項に規定する協議会をいう。第十一条の四及び第十二条の六において同じ。)の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第八条の七第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第十一条の三 条例第八条の八第一項の規定による認定の申請をしよつとする者は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書(別記第八号様式)を知事に提出しななければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第八条の八第二項第

四号に規定する利用拠点整備改善事業(以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。)に関する次に掲げる書類(運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第五条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。)

イ 第五条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 条例第八条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第五条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。)

五 条例第九条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十六条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第十九条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十六条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条の八第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第十一条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第八条の八第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 条例第九条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

五 条例第十九条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第十一条の五 条例第八条の八第六項(条例第八条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第十一条の六 条例第八条の九第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第六条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第八条の八第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第十八条の次に次の一条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十八条の二 条例第九条第四項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

第十九条第一項中「第九条第八項第四号」を「第九条第八項第五号」に改め、同項第十号の三中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同項中第二十九号の三十一を第二十九号の三十二とし、第二十九号の二十七から第二十九号の三十までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の二十六の次に次の一号を加える。

二十九の二十七 公園管理団体が行う条例第三十一条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

第十九条の三中「第十条第四項第六号」を「第十条第四項第七号」に改め、同条第一号イ中「第二十九号の三十一」を「第二十九号の三十二」に改める。

第二十一条中「第十九条第七項第四号」を「第十九条第七項第五号」に改め、同条第一号中「第二十九号の三十一」を「第二十九号の三十二」に改める。

第二十二条の十二第二号中「第三十一条各号に掲げる業務」を「第三十一条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「第三十一条各号」を「第三十一条第一項各号及び第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としな

いことその他条例第三十一条各号」を「条例第三十一条第一項各号及び第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第五章中第二十二条の十二を第二十二条の十九とし、第二十二条の十一を第二十二条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)  
第二十二条の十八 条例第三十条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

第二十二条の十を第二十二条の十六とし、第二十二条の九を第二十二条の十五とする。  
第四章中第二十二条の八を第二十二条の九とし、第二十二条の三から第二十二条の七までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第二十二条の二の次に次の一条を加える。  
(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第二十二条の三 条例第二十三条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物(条例第二十三条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置  
(協議会の公表)

第二十二条の十 第十一条の二の規定は、条例第二十三条の六第三項において準用する条例第八条の七第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十

一条の二第一項第一号中「条例第八条の七第一項に規定する協議会をいう。第十一条の四及び第十一条の六において同じ」とあるのは「条例第二十三条の六第一項に規定する協議会をいう。第二十三条の十二及び第二十三条の十四において同じ」と、第十一条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第二十三条の十一 条例第二十三条の七第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画に係る認定申請書(別記第十四号様式の七)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第九条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十六条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第十九条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十六条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十三条の七第三項の規定による認定に必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第二十三条の十二 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第二十三条の七第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称

二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四 条例第九条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を

要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

五 条例第十九条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第二十三条の十三 条例第二十三条の七第五項(条例第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第二十三条の十四 条例第二十三条の八第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第二十三条の七第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第二十三条中「第八条の七第二項」を「第八条の十二第三項」に改め、「第二十三条第三項」の下に、「第二十三条の十第二項」を加える。

第二十四条中「第八条及び第二十三条の三」を「第七条の二、第七条の四、第八条、第八条の三から第八条の五まで、第八条の八、第八条の九、第二十三条の三、第二十三条の七、第二十三条の八及び第三十条」に改める。  
別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第 3 号様式の 2 (第 9 条関係)

譲渡承継による公園事業の承継承認申請書

が執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、  
岐阜県立自然公園条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

譲渡人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

譲受人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

岐阜県知事 様

|                      |             |              |
|----------------------|-------------|--------------|
| 執行の認可を受けた年月日及び番号     | 年 月 日付け 第 号 |              |
| 公園施設の種類              |             |              |
| 譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法 | 経営方法        | 直営委託 (受託者 )  |
|                      | 料金徴収        | 有無 (標準的な額 )  |
|                      | 供用期間        | 通年季節 (供用期間 ) |
| 譲渡しようとする年月日          | 年 月 日       |              |
| 譲渡する理由               |             |              |
| 備考                   |             |              |

注 1 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可書記載のものを記載すること。

2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

3 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法」各欄には、次の事項を記載すること。

(1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額

(3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間

4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

5 不要の文字は、抹消すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 8 号様式 (第 11 条の 3 関係)

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

住 所

氏 名

岐阜県立自然公園条例第 8 条の 8 第 1 項の規定により、別紙の計画について認定を申請  
します。

別記第四号様式中「第 8 条の 3 第 1 項」を「第 8 条の 3 第 2 項」に改める。  
別記第五号様式中「第 8 条の 3 第 2 項」を「第 8 条の 3 第 3 項」に改める。

別記第八号様式から別記第十号様式までを次のように改める。

第 14 号様式の 7 (第 22 条の 11 関係)

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

住 所

氏 名

岐阜県立自然公園条例第23条の7第1項の規定により、別紙の計画について認定を申請  
します。

第 9 号様式及び第 10 号様式 削除  
別記第十四号様式の三及び別記第十四号様式の四中「第 22 条の 5」を「第 22 条の 6」  
に改める。

別記第十四号様式の五中「第 22 条の 7」を「第 22 条の 8」に改める。  
別記第十四号様式の六中「第 22 条の 8」を「第 22 条の 9」に改める。  
別記第十四号様式の六の次に次の二様式を加える。

別記第十五号様式中「第 8 条の 7 第 1 項」を「第 8 条の 12 第 1 項及び第 2 項」に「第 23 条第 2 項及び」を「第 23 条第 2 項、第 23 条の 10 第 1 項並びに」に改める。

附 則  
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 謙

岐阜県規則第十八号

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県自然公園法施行細則（平成十二年岐阜県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に、「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十六条第四項において準用する法第十二条第一項に規定する譲渡による承継の承認申請書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

第六条中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第七条中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第八条中「別記第八号様式」を「別記第九号様式」に、「別記第二十五号様式」を「別記第二十六号様式」に改める。

第九条中「別記第二十六号様式」を「別記第二十七号様式」に改める。

第十条中「別記第二十七号様式」を「別記第二十八号様式」に改める。

第十一条中「別記第二十八号様式」を「別記第二十九号様式」に改める。

第十二条中「別記第二十九号様式」を「別記第三十号様式」に改める。

第十三条中「別記第三十号様式」を「別記第三十一号様式」に改める。

第十四条第一項中「別記第三十一号様式」を「別記第三十二号様式」に改め、同条第二項中「別記第三十二号様式」を「別記第三十三号様式」に改める。

第十五条中「別記第三十三号様式」を「別記第三十四号様式」に改める。

第十六条中「別記第三十四号様式」を「別記第三十五号様式」に改める。

第十七条中「別記第三十五号様式」を「別記第三十六号様式」に改める。

別記第一号様式備考第一号中「協議にあつては」を「運輸施設に関する固定公園事業にあつては(7)から(9)まで及び(12)を、協議にあつては」に、「及び(3)まで」を「まで及び(3)」に改め、(10)から(12)中「以上」を「程度」に改め、(10)中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、(10)中「並びに」を「及び」に、「その内訳」を「内訳」に改め、(10)中「三年」を「3年」に、「貸借対照表及び損益計算書」を「貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類」に改め、(10)中「以上」を「程度」に改め、(10)中「回数」を「回数のうち」に改める。

II 公園事業の執行に係る関連行為の概要

オ 当該申請（協議）に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。なお、申請（協議）者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記第二号様式備考第一号(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改める。

別記第三十五号様式を別記第三十六号様式とし、別記第三十四号様式を別記第三十五号様式とする。

別記第三十二号様式記載上の注意事項第五号中「様式 2」を「別記第 33 号様式」に改め、同様式を別記第三十四号様式とする。

別記第三十一号様式を別記第三十二号様式とし、別記第三十一号様式を別記第三十一号様式とする。

別記第三十号様式備考第一号中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同様式を別記第三十一号様式とする。

別記第二十九号様式を別記第三十号様式とする。

別記第二十八号様式備考第一号中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同様式を別記第二十九号様式とする。

別記第二十七号様式備考中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同様式を別記第二十八号様式とする。

別記第二十六号様式備考中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同様式を別記第二十七号様式とする。

別記第二十五号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十六号様式とする。

別記第二十四号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十五号様式とする。

別記第二十三号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十四号様式とする。

別記第二十二号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十三号様式とする。

別記第二十一号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十二号様式とする。

別記第二十号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十一号様式とする。

別記第十九号様式備考第一号(1)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第二十号様式とする。

別記第十八号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十九号様式とする。

別記第十七号様式備考第一号(1)から(4)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十八号様式とする。

別記第十六号様式備考第一号(1)から(4)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十七号様式とする。

別記第十五号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十六号様式とする。

別記第十四号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十五号様式とする。

別記第十三号様式備考第一号(1)から(3)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

別記第十二号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十一号様式備考第一号(1)から(4)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第十号様式備考第一号(1)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

式とする。

別記第九号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第八号様式備考第一号(1)から(4)までの規定中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第七号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第六号様式備考第一号(1)及び(2)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第五号様式中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同様式備考第一号(2)及び(3)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第四号様式中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改め、同様式備考第一号(2)及び(3)中「以下」を「附屬」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式 (第 5 条関係)

譲渡承継による国定公園事業の承継承認申請書

が執行する 国定公園 事業を承継したいので、自然公園法第 16 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

譲渡人の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名 〕

譲受人の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名 〕

岐阜県知事 様

|                              |             |                  |
|------------------------------|-------------|------------------|
| 執行の認可を受けた<br>年月日及び番号         | 年 月 日付け 第 号 |                  |
| 公園施設の種類                      |             |                  |
| 譲受人が行う<br>公園施設の管理又は<br>経営の方法 | 経営方法        | 直営<br>委託 (受託者 )  |
|                              | 料金徴収        | 有 (標準的な額 )<br>無  |
|                              | 供用期間        | 通年<br>季節 (供用期間 ) |
| 譲渡しようとする<br>年 月 日            | 年 月 日       |                  |
| 譲渡する理由                       |             |                  |
| 備 考                          |             |                  |

(備考)

- 1 添付書類 (ただし、運輸施設に関する国定公園事業にあつては、(6)から(8)までは事業に必要な行政庁の許認可書に替えることができる。)
  - (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
  - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
  - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
  - (5) 国定公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
  - (7) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
  - (8) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (9) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- 2 注意事項
  - (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には当該事業の執行の認可指令書(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の認可書)記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の国定公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。(ただし、運輸施設に関する国定公園事業にあつては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記載する。)
    - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
    - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
    - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
  - (4) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
    - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
    - イ 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
    - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、通称
    - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要(引き継ぐ事項)
    - オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
  - (5) 不要の文字は、抹消すること。
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和三年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

「別記様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式」に改める。

第一号中「第八条の七第一項」を「第八条の十一第一項及び第二項」に、「及び」を「第二十三条の十第一項並びに」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「同条第一項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に、「同条第四項後段」を「同条第三項後段」に、「特定医師による医療保護入院者（第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者（第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項）の入院届及び記録」に改める。

別記第六号様式記載上の留意事項第二号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第七号様式中「特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録」に改める。

別記第八号様式記載上の留意事項第一号中「第33条第1項又は第3項」を「第33条第1項又は第2項」に改める。

別記第十二号様式記載上の留意事項第二号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第十三号様式記載上の留意事項第二号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第十四号様式記載上の留意事項第二号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」として）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることが出来る。

告 示

岐阜県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称                 | 所 在 地          | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|----------------|-----------|
| 医療法人 おなだ歯科<br>・矯正歯科 | 多治見市小名田町一 四二一  | 令和五・一・一   |
| タ カ ダ 歯 科           | 羽島市竹鼻町飯柄四八二    | 令和五・一・二四  |
| ひらたクリニック            | 羽島郡笠松町田代三二五 一  | 令和五・二・一   |
| 菅 整 形 外 科           | 瑞穂市馬場小城町一丁目二番地 | 同         |
| としょかんまえ小児歯科         | 恵那市長島町中野三 一 三  | 同         |
| 真 正 調 剤 薬 局         | 本巢市下真桑五四四 二    | 同         |
| しょうなん調剤薬局瑞穂店        | 瑞穂市馬場小城町一丁目二二  | 同         |

岐阜県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称         | 所 在 地         | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|---------------|-----------|
| 國 藤 療 院     | 郡上市八幡町柳町一八三   | 令和五・一・一〇  |
| タ カ ダ 歯 科   | 羽島市竹鼻町飯柄四八二   | 令和五・一・二三  |
| ひらたクリニック    | 羽島郡笠松町田代三二五 一 | 令和五・一・三一  |
| 真 正 調 剤 薬 局 | 本巢市下真桑五四四 二   | 同         |

岐阜県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称              | 所 在 地        | 変 更 年 月 日 |
|------------------|--------------|-----------|
| 新 エール調剤薬局前<br>畑店 | 多治見市前畑町三 七六五 | 令和三・七・一九  |
| 旧 キクヤ薬局          |              |           |

岐阜県告示第百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 訪問看護事業者等の名称 | 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地       | 訪問看護ステーション等の名称       | 訪問看護ステーション等の所在地    | 指 定 年 月 日  |
|-------------|---------------------------|----------------------|--------------------|------------|
| 株式会社くらしケア   | 愛知県名古屋市中区小松町六丁目一丁目三番地三〇一室 | くらしケア各務原訪問看護ステーション   | 新 各務原市蘇原 柿沢町二丁目五番地 | 令和五年三月三十一日 |
| ソフィアメデイ株式会社 | 新 東京都港区芝浦三丁目一丁目三番地        | ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣  | 大垣市禾森町六丁目七〇番地 西棟   | 令和五年三月三十一日 |
| ソフィアメデイ株式会社 | 旧 東京都品川区西五反田一丁目三番地        | ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣北 | 揖斐郡池田町市橋 二丁目二番地    | 同          |

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称       | 所 在 地          | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|-----------|----------------|---------------|
| カトウ薬局 新井店 | 羽島市正木町新井二丁目四〇四 | 令和五年三月三十一日    |

岐阜県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

社会福祉法人 信和会

瑞穂市宝江五七六番地

介護予防  
短期入所  
生活介護

特別養護老人ホーム  
み園

ほづ

瑞穂市宝江五七六番地

令和 五・一・一

岐阜県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|         |          |                 |              |
|---------|----------|-----------------|--------------|
| 氏 名     | 施術所等の名称  | 施術所の所在地又は施術者の住所 | 指 定<br>年 月 日 |
| 西 部 健 史 | たけし鍼灸接骨院 | 関市笠屋二丁目七一番地     | 令和<br>五・一・三  |

岐阜県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |         |                          |              |
|-------|---------|--------------------------|--------------|
| 氏 名   | 施術所等の名称 | 施術所の所在地又は施術者の住所          | 廃 止<br>年 月 日 |
| 伊 藤 勇 | つばさ治療院  | 愛知県名古屋市長区鳴海町字水広<br>下一〇九二 | 平成<br>三〇・二・二 |

岐阜県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその所在地等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|        |              |                                |              |
|--------|--------------|--------------------------------|--------------|
| 氏 名    | 施術所等の名称      | 施術所の所在地又は施術者の住所                | 変 更<br>年 月 日 |
| 井 口 桂  | 新 おおまつや鍼灸治療院 | 新 土岐市泉町大富二四四番地の六               | 平成<br>三〇・四・一 |
| 水野 俊 二 | ゆづあい整骨院      | 新 土岐市妻木町一九六一<br>旧 土岐市泉町久尻四一 一〇 | 令和<br>五・三・一  |

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

|             |  |             |  |             |  |                                      |
|-------------|--|-------------|--|-------------|--|--------------------------------------|
| 一般道         |  |             |  |             |  | 道路の種類                                |
| 百五十六号       |  |             |  |             |  | 路線名                                  |
| 同郡三番一地区先まで  |  | 同郡三番一地区先まで  |  | 同郡三番一地区先まで  |  | 区間                                   |
| 大野郡白川村大字尾神字 |  | 大野郡白川村大字尾神字 |  | 大野郡白川村大字尾神字 |  | 別前変区域<br>後更                          |
| 瀨之平二四番七地先から |  | 瀨之平二四番七地先から |  | 瀨之平二四番七地先から |  | 敷地の幅<br>員(メートル)                      |
| 同郡三番一地区先まで  |  | 同郡三番一地区先まで  |  | 同郡三番一地区先まで  |  | 延長<br>員(メートル)                        |
| A           |  |             |  |             |  | 備考<br>A B 及び関係図面に<br>示す敷地面積の<br>区分をい |
| 後           |  | 前           |  | 後           |  |                                      |
| 二七・二<br>三・二 |  | 二七・二<br>三・二 |  | 二七・二<br>三・二 |  |                                      |
| 二六・二<br>四・二 |  | 二六・二<br>四・二 |  | 二六・二<br>四・二 |  |                                      |
| 二六・二<br>四・二 |  | 二六・二<br>四・二 |  | 二六・二<br>四・二 |  |                                      |

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

|       |      |                                   |             |                 |               |    |
|-------|------|-----------------------------------|-------------|-----------------|---------------|----|
| 道路の種類 | 路線名  | 区間                                | 別前変区域<br>後更 | 敷地の幅<br>員(メートル) | 延長<br>員(メートル) | 備考 |
| 県道    | 中津川線 | 中津川市瀬戸字上地平一四二番一地区先から同市同字同四二番五地先まで | 後           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |
|       |      |                                   | 前           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |
|       |      |                                   | 後           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

|       |     |    |             |                 |               |    |
|-------|-----|----|-------------|-----------------|---------------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 別前変区域<br>後更 | 敷地の幅<br>員(メートル) | 延長<br>員(メートル) | 備考 |
|       |     |    | 後           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |
|       |     |    | 前           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |
|       |     |    | 後           | 二・五<br>三・三      | 二・五<br>三・三    |    |

|                                   |                          |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 県道                                |                          |
| 一大 宮垣線                            |                          |
| 東三六番二地先から<br>同市同町本郷一丁目<br>五七番地先まで | 羽島市福寿町平方字丸池<br>東三六番二地先から |
| 後                                 | 前                        |
| 三・〇〇<br>四・〇〇                      | 三・〇〇<br>三・〇〇             |
| 五・五五                              | 五・五五                     |

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|                      |                      |       |     |     |        |            |            |    |
|----------------------|----------------------|-------|-----|-----|--------|------------|------------|----|
| 一般 国道 四百七十号          |                      | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員      | 延長         | 備考 |
| 郡上市明宝奥住字馬石二〇〇二番一地先地内 | 郡上市明宝奥住字馬石二一三〇番八地先から | 後     | 前   | 後   | 前      | 三・一<br>三・三 | 三・一<br>三・三 |    |
| 同市同字同二一三〇番一地先まで      | 同市同字同二一三〇番一地先まで      | 後     | 前   | 後   | 前      | 三・一<br>三・三 | 三・一<br>三・三 |    |

岐阜県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|                       |                 |       |     |     |        |            |     |    |
|-----------------------|-----------------|-------|-----|-----|--------|------------|-----|----|
| 一般 国道 四百七十号           |                 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員      | 延長  | 備考 |
| 郡上市明宝奥住字門保木一九二七番二地先から | 同市同字同一九一三番一地先まで | 後     | 前   | 後   | 前      | 二・五<br>三・九 | 六・九 |    |
| 同市同字同一九一三番一地先まで       | 同市同字同一九一三番一地先まで | 後     | 前   | 後   | 前      | 二・五<br>三・九 | 六・九 |    |

岐阜県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|        |       |     |  |      |          |          |
|--------|-------|-----|--|------|----------|----------|
| 県道     | 道路の種類 | 路線名 | 区 間                                      | 延長   | 供用開始の期日  | 備考       |
| 一大 宮垣線 |       |     | 羽島市福寿町平方字丸池東三六番二地先から<br>同市同町本郷一丁目五七番地先まで | 五・五五 | 令和 五・三・三 | 令和 五・三・三 |

岐阜県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名         | 区 間  | 延長（メートル） | 供用開始の期日     | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
|-------|-------------|--|----------|-------------|-----------------------|
| 県道    | 山明串<br>岡智原線 | 恵那市山岡町田沢字細畑二九<br>四三番七地先から<br>同 市同 町同 字同 二九<br>四四番三地先まで | 九七・二     | 令和<br>五・三・三 | 令和<br>五・三・二〇          |
|       |             | 同 市同 町同 字同 二九<br>五六番六地先まで                              | 一八〇・五    | 令和<br>五・三・三 | 令和<br>五・三・二〇          |

岐阜県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間   | 延長（メートル） | 供用開始の期日     | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
|-------|-------|---|----------|-------------|-----------------------|
| 一般国道  | 百五十六号 | 郡上市高鷲町西洞字大クゴ三<br>五六八番一地先から<br>同 市同 町同 字同 三<br>五六〇番一地先まで | 一六三・〇    | 令和<br>五・三・三 | 令和<br>二・一・三           |

岐阜県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間   | 延長（メートル） | 供用開始の期日     | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
|-------|-------|---|----------|-------------|-----------------------|
| 一般国道  | 百五十六号 | 郡上市高鷲町西洞字釜ヶ洞四<br>五五二番一地先から<br>同 市同 町同 字同 四<br>六三〇番四地先まで | 二六五・〇    | 令和<br>五・三・三 | 令和<br>三・二・九           |

岐阜県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|            |  |     |              |               |  |
|------------|--|-----|--------------|---------------|--|
| 道路の種類      | 路線名  | 区 間 | 延長<br>(メートル) | 供用開始<br>の 期 日 | 備考<br>(区域又は<br>決定又は<br>変更の告<br>示年月日<br>ほか) |
| 大谷根<br>野汲線 | 揖斐郡揖斐川町谷汲高科字上<br>牧六〇七番一地从先から<br>同郡同町同<br>牧五六六番一地从先まで<br>字下 |     | 一六五・五        | 令和<br>五・三・三   | 令和<br>五・六・一六                               |

岐阜県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
美濃加茂都市計画道路  
三・六・四号 深田御門線  
三・四・十六号 御門森山線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、美濃加茂市都市政策部都市計画課

公 示

土地改良事業の工事の完了  
 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|                                 |          |           |
|---------------------------------|----------|-----------|
| 事業の種類<br>(かんがい排水事業<br>（保全合理化型）) | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日   |
| 曾代用水五期 地区                       |          | 令和 五・二・二二 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|                          |             |    |      |                  |
|--------------------------|-------------|----|------|------------------|
| 退任した役員                   | 退任年月日       | 役名 | 氏名   | 住 所              |
| 土地改良区連合<br>西濃用水<br>土地改良区 | 令和<br>四・七・三 | 理事 | 谷村成基 | 安八郡神戸町大字神戸四八五番地一 |



令和五年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社